

第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画の目標を達成するためには、行政の取組だけではなく、県民、団体、事業者が一体となった取組が必要であることから、本計画の推進体制を以下のとおり定めます。

(1) 宮崎県環境審議会

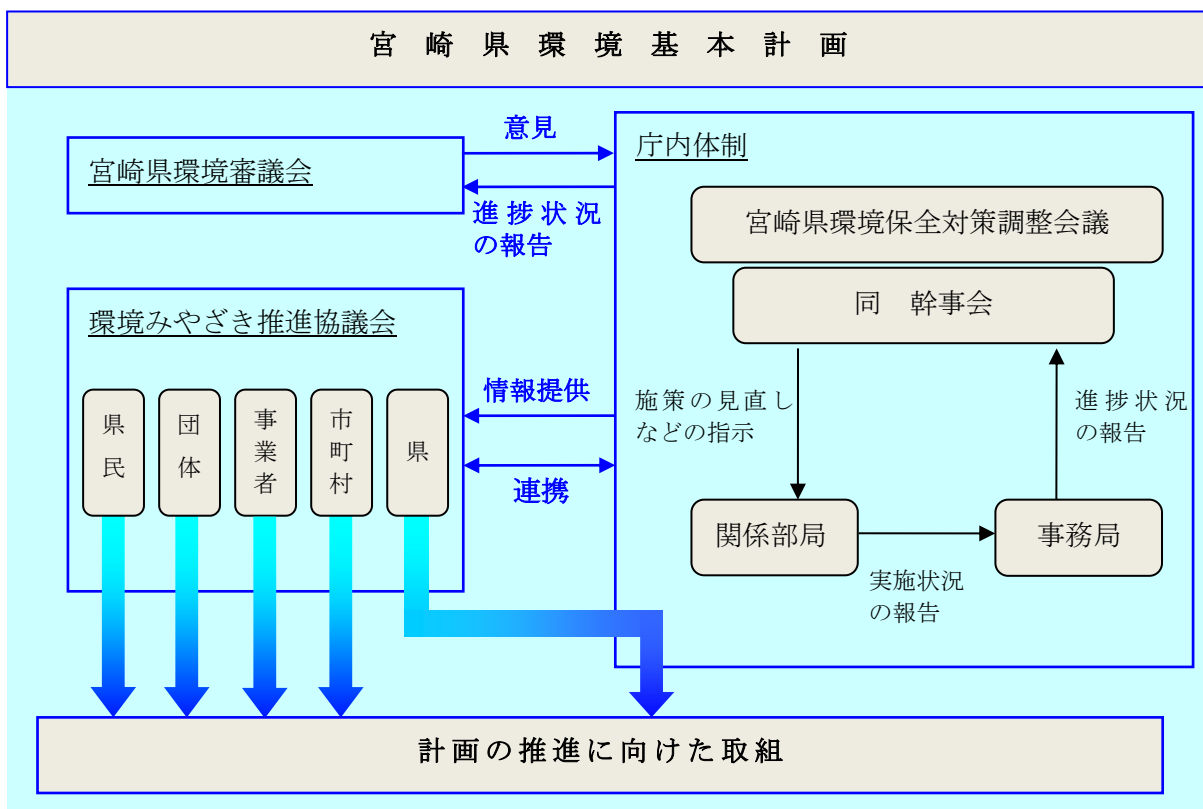
本計画の進捗状況の報告を受け、意見を述べます。

(2) 環境みやざき推進協議会

県民、団体、事業者、行政等の各主体が参加する環境みやざき推進協議会を組織し、各主体による自主的・積極的な環境保全活動の促進を図ります。

(3) 庁内体制

「宮崎県環境保全対策調整会議」を中心として、関係部局間の緊密な連携を図り、本県の環境保全施策の効率的・効果的な推進を図ります。



2 進行管理

本計画の実効性を確保するため、数値目標を活用し、計画 (Plan)、実施・運用 (Do)、点検・評価 (Check)、見直し (Action) によるPDCAサイクルにより継続的な進行管理を行います。

なお、計画の進捗状況については、環境白書として取りまとめ、環境審議会に報告するほか、ホームページなどを活用して公表します。